

教員籍職員の級号給の決定に関する基準

教員籍職員の給与等の決定は、次のとおりとする。

(基本事項)

- 1 教員籍職員の給与等は、任用した年の4月1日に下記の方法により決定をする。

(職務の級への格付け)

- 2 職務の級への格付けの基準は、次のとおりとする。

職務の級	主な職名	教員としての職歴等	教(2)表適用者		医(2)表適用者	県行政職給料表適用者
8級	教育次長・部長	・校長経験者 ・教育委員会が特に必要と認めた者	/		/	5～10級
7級	次長・参事 課長・主幹 室長	・校長経験者 ・校長登載者 ・教育委員会が特に必要と認めた者				
6級	課長補佐・副主幹	・校長登載者 ・教頭経験者 ・教育委員会が特に必要と認めた者				
5級	主査	・県教育職給料表(二)2-72又は3-29以上の者のうち、経験年数25年以上有する者で教育委員会が必要と認めた者 ・教員登載者のうち経験年数25年以上有する者で教育委員会が特に必要と認めた者				
4級	係長・副主査	・教頭登載者 ・県教育職給料表(二)2-36以上の者のうち、教育委員会が特に必要と認めた者	2-72 以上	3-29 以上	5級	4級
3級	主任主事	/	2-36 以上		4級	3級
2級	主事		2-35 以下		3級	2級
1級			/		1・2級	1級

(1) 前職の級号給は採用された年の4月1日のものとする。

(2) 教員としての職歴等又は前職の級号給のどちらかを満たせば該当する職務の級に格付けられるものとする。

(3) 教(2)表の級号給は毎年見直すものとし、その方法は市における昇格基準の級号給に対応するその年の給料月額を出し、それぞれの給料表における直近下位の級号給をあてるものとする。

(4) 県行政職給料表(1)適用者で、行政運営上特に必要と認められる者については、その都度市長と協議して格付ける。

(給料月額等の決定)

- 3 給与等の決定は、教員籍職員が千葉県公立学校教員等として市で採用される直前に就いていた職に引き続き在籍しているものとして仮定した場合受けるであろう給料月額と同額(同額がない場合は直近上位の額)の号給に決定する。

(昇給及び昇格)

- 4 前項の規定により給与等を決定された教員籍職員の昇給及び昇格については、別の定めのある他は一般職の職員の給与に関する条例及び船橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則による。

(その他)

- 5 この基準に定めるものの他、必要な事項は船橋市規則による。また、この基準に関し疑義が生じた場合は、その都度市長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

(教員籍職員の給与等の決定に関する基準の廃止)

- 2 教員籍職員の給与等の決定に関する基準は廃止する。

(経過措置)

- 3 平成14年4月1日の前日から船橋市職員として在籍し行政職給料表(1)の適用を受けていた者のうち、平成14年4月1日において船橋市教育委員会へ採用される直前の職場に在職していたと仮定したら受けていたであろう給料月額に対応する市での号給及び次期設定を確認し、これが現在受けている号給及び次期設定より下回るか又は同等の者については、現在の号給及び次期設定のままとし、上回る者については上回る級号給及び次期設定をその者の級号給及び次期設定とする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 平成18年4月1日に新たに任用する教員籍職員であって、平成18年4月1日付け給料表見直しにあたり、新給料表への切替えにより、給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員は、その差額に相当する額を給料として支給(いわゆる現給保障)されることから、これに該当する場合の給料月額の決定については従前の基準によるものとする。

3 給料表見直しを行っていない地方公共団体職員等については従前の基準による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。